

黒石市教育委員会訓令第1号

教育長の権限に属する事務の一部を学校長等に委任する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月2日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

教育長の権限に属する事務の一部を学校長等に委任する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の一部を学校長等に委任する規程（昭和58年黒石市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「学校長等」を「学校長」に改める。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第26条第2項」を「第25条第4項」に改め、「及び幼稚園長（以下「学校長等」という。）」を削り、「定めることを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条中「学校長等」を「学校長」に、「あたって」を「当たって」に改める。

第3条第1項及び第4条中「学校長等」を「学校長」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。